

★ 広島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則（規則第四号）（契約・調達管理課）

一 改正の要旨

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令における公告期間の取扱いについて、一連の調達契約の場合の入札公告期間の短縮措置が廃止されたことを踏まえ、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和七年三月十三日

★ 通訳案内士法施行細則の一部を改正する規則（規則第五号）（観光課）

一 改正の要旨

通訳案内士法施行規則の一部が改正されたことに伴い、引用条項の整理を行った。

二 施行期日

令和七年三月十三日